



# 税理士のリスク管理

業務の適正化及び税賠トラブル防止の留意点

No.63

## その他の税理士賠償事例(6)

税理士 秋葉 武

### ●はじめに

アメリカは毎年、1億人を超える確定申告者に対して公認の税務専門職ではないTRP (Tax Return Prepares) が有償で約8,660万件（80%超）の税務申告書の作成等をしてきた。しかし、TRPが作成した申告書の過誤や虚偽還付申告等が問題視され、政府の規制が必要との声があがった。その結果、連邦財務省は2011年6月3日に、RTRP (Registered Tax Return Preparer) の制度を、新たな「土業」として創設に踏み切った。これによって資格試験や適格審査に合格しない業者は、場合によつては廃業を余儀なくされることとなつた<sup>(注1)</sup>。

しかし、2013年1月18日、連邦コロビニア特別区地方裁判所は、この制度を違法としてIRSに決定を下した。IRSはこの決定を不服として2013年3月に控訴しているが、この資格制度は最終判断が下されるまで停止された<sup>(注2)</sup>。

2013年8月9日、日税研におけるソウル地方税務士会・李信愛国際理事のインタビューの際、同氏は「韓国においては2011年12月29日の国会において、公認会計士に対する自動資格廃止改正案が議決された。この改正によって、現在、韓国における税務士資格は、税務士試験合格者と弁護士のみとなつた」<sup>(注3)</sup>と述べるとともに、「2012年5月24日の韓国の大法院における判決によって、2004年1月1日以降における弁護士資格者並びにロースクール出身の弁護士は税務代理業務を行うことができなくなつた」と述べている<sup>(注4)</sup>。

しかし、韓国においては税務士という資格ではなく公認会計士の資格で税務申告ができるとも聞く。海外税務に関する法律は、原文を訳する内容や法律を熟知しなければ一つの論文等で判断するのは危険であり、参考文献の一つとしての紹介内容であることに留意する必要がある。12月5日に行われた日本税理士会連合会と韓国税務士会定期懇談会の内容等を参考にしたい。

### Question

弁護士との懇談会において、弁護士の税務等に関する損害賠償事件の実例を聞かれた。医者や司法書士の専門家の説明責任が問われる事例は伺つた<sup>(注5)</sup>ことがあるが、弁護士に関する損害賠償事件については余り耳にしていない。そこで、弁護士に関する賠償事件から実務の示唆をご教示いただきたい。

# A nswer

## 〈弁護士が関係した賠償事件の実際事例〉

今回から2回にわたって弁護士が関係した損害賠償事件を掲載するが、〈トラブル回避のための実務への示唆〉は、次回にまとめて掲載する予定である。

下記に掲げた①、②の事件は税務に関する損害賠償事件ではないものの、弁護士自身の報酬請求事件や賠償保険会社との裁判であり、参考例として掲載する。

① さいたま地裁平成24年(ワ)第140号、平成24年9月27日判決（一部認容）(182万1,579円の請求)、控訴審／東京高裁平成24年(ネ)第7118号、平成25年3月13日判決（原判決変更・一审原告の請求認容）（確定）は委任契約時における報酬額について争われた事件である<sup>(注6)</sup>。

② 東京地裁平成21年(ワ)第39887号、平成22年5月12日判決（一部認容）(283万7,600円の請求)は、弁護士が刑事控訴事件を受任していたが、控訴期限までに控訴趣意書を提出しなかったため、280万円で示談をした場合の弁護士賠償責任保険に関する請求事件である<sup>(注7)</sup>。

③ 東京地裁平成16年(ワ)第10892号、平成17年6月24日判決（棄却）(700万円の請求)、控訴審は東京高裁平成17年10月5日に和解で結了したが、税理士資格を有する弁護士が和解による土地の譲渡に係る税負担が多額になったとして争われた事案である<sup>(注8)</sup>。

④ 東京地裁平成12年(ワ)第8953号、平成14年1月28日判決（棄却・確定）(1億295万1,150円の請求)は、依頼者と弁護士との間の委任契約の内容に相続税申告事務が含まれているかどうかが争われた事案である<sup>(注9)</sup>。

## 結論

①の事件は、地裁で75万1,615円及び高裁で182万1,579円の支払決定があり、弁護士の勝訴によって確定している。

②の事件は、地裁で弁護士賠償保険の請求が10万円の限度で認容された。

③の事件は、地裁で弁護士が勝訴した後、高裁段階で和解し、結了している。

④の事件は、相続人間でもめている内容の事案であったが、弁護士側の勝訴で事件は確定している。

### <注>

(注1) 石村耕治「アメリカの登録納税申告書作成士(RTRP)制度」税務事例(VOL45 No.9) 2013年9月号11頁

(注2) 石村耕治前掲書、注1 2013年9月号16頁

(注3) 「税理士制度とTPP-韓国FTAに学ぶ-」李信愛 税研2013年9月号No171、3頁

(注4) 李信愛前掲書、注3 2013年9月号5頁

(注5) 拙著Q&A No12、2009年5月11号36頁、同No13、2009年6月11号38頁

(注6) 判例時報2194号27頁、TAINSコードZ999-2114、控訴審／判例時報2194号22頁、TAINSコードZ999-2115

(注7) 判例タイムズ1331号134頁、TAINSコードZ999-2080

(注8) 判例タイムズ1194号167頁、TAINSコードZ999-0094

(注9) 判例タイムズ1107号233頁、TAINSコードZ999-0063